

雲南市・飯南町事務組合

管理者様

(申込者) 住所	飯南町	番地
自治会名 (アパート名)		(号室)
フリガナ		
氏名		印
電話番号		

放送施設等加入申込書

私は、雲南市・飯南町事務組合有線テレビジョン放送施設条例に従い、加入を申し込みます。

記

1. 設置希望年月日 令和 年 月 日
2. 設置場所 飯南町 番地
3. 建物について ・戸建て ・集合住宅 (名称:) ・その他 ()
4. 建物の所有 ・自己所有 ・賃借 (所有者) ・了承済
5. 受信希望チャンネル等 (該当に数字をご記入ください)

有線テレビ施設使用料の種類及び内容		月額料金(税込)	受信希望
基本使用料		1,650 円	1
オ ブ シ ヨ ン	音声告知放送受信機の設置台数	—	(台)
	NHK衛星放送	(別途契約)	
	セットトップボックス (STB) 設置台数	620 円/1 台	(台)
	デジタルCS多チャンネル放送	1,430 円/台	
	WOWOW1・2・3 (生年月日 年 月 日)	(別途契約)	
	グリーンチャンネル東、西	1,100 円/台	
	スターチャンネル (生年月日 年 月 日)	1,980 円/台	
	衛星劇場	1,980 円/台	
合 計			

※加入負担金 33,000 円(税込)を添えてお申込み下さい。また、工事費は申請者負担です。

※ケーブルテレビのご加入にあたっては、上記契約の他、NHK放送受信契約 (別途) が必要です。

なお、セットトップボックス(STB)の契約にあたっては、NHK衛星放送受信契約(別途)が必要です。

※申し込みは必ず窓口にご提出ください。

6. 工事指定業者名

受付	工事	D B
(/)	(/)	(/)

お申込み前のご利用内容の説明及びご確認について

(雲南市・飯南町事務組合有線テレビジョン放送施設条例 抜粋)

【重要説明事項】飯南エリア版

(令和7年4月 現在)

(令和7年4月改正分)

雲南市・飯南町事務組合有線テレビジョン放送（雲南夢ネット）施設のご利用にあたり次の内容をご確認了承のうえお申込みください。なお、本サービスは「雲南市・飯南町事務組合 有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例」によりご利用いただけます。

【お申込み方法】

有線テレビジョン放送施設のご利用にあたっては、雲南夢ネット指定様式により書面でお申込みください。

【ご利用内容】

- 1) ご利用品名 雲南夢ネット 有線テレビジョン放送サービス
※詳しいご利用内容は加入申込書でご確認ください。
- 2) 加入負担金 新規加入申込時に33,000円を現金又は、雲南夢ネット発行の納付書によりお支払ください。納付書での支払いは指定金融機関窓口となります。
(一部加入負担金が不要の場合があります。詳しくは窓口でご確認ください。)
- 3) 引込み工事 引込み工事の施工（移設を含む）は雲南夢ネット指定の業者が実施します。
また、工事費用は申込者の実費負担となります。雲南夢ネット発行の納付書により指定金融機関でお支払ください。
(引込み工事：組合幹線設備の最寄り電柱から保安器までの工事)
- 4) ご自宅設備 テレビ配線、分岐分配、プースター等の屋内設備は申込者でご準備ください。
- 5) 利用開始日 施設ご利用開始日は引き込み工事が完了した日となります。
- 6) 施設使用料 基本施設使用料 月額1,650円（1ヶ月単位でのご請求となります）
また、ご請求開始については引き込み工事が完了した日から起算して、その月の15日以上を利用した場合は当月分から、15日に満たない場合は翌月分からのご請求となります。ただし15日に満たない場合であっても短期間の一時利用の場合はその当月分をご請求させていただきます。
- 7) 減免規定 基本施設使用料の減免措置があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。
・生活保護減免 ・視聴覚減免 ・公共施設減免
- 8) 貸与品 STB及び音声告知放送機をご希望された場合は、その本体1台分を貸与します。
月額使用料は無料ですが設置にかかる費用および本体を追加する場合の費用は全て申込者の負担となります。
音声告知放送機（2台目以降）：本体代金24,000円/台
なお、設置および配線工事費等は別途必要となります。
- 9) 貸出品 オプションサービス品
(STB、B-CASカード、C-CASカード)
オプションサービス内容については別紙でご確認ください。
- 10) その他 ご利用にあたり別途NHK受信契約が必要となります。またSTBを希望される場合は別にNHK衛星契約が必要です。詳しくはNHKにお問い合わせください。

【契約内容変更・解除等に関するご案内】

- 1) 契約内容変更および解除（解約）する場合は雲南夢ネット指定の書面で届出をしてください。
- 2) ご使用契約期間は1ヶ月単位となります。（サービス開始月から契約解除の届け出を受理した間）
- 3) 解除（解約）した場合は速やかに貸与品、貸出品をご返却ください。
- 4) ご契約を解除（廃止）される場合は契約解除届の記載の日（記載の日がご提出日より過去の場合は書面の受付日）となります。ただし、その月の15日以上を利用した場合は当月分までのご請求となります。なお15日に満たない場合は当月分のご請求はありません。ただし、15日に満たない場合であっても短期間の一時利用の場合は、その当月分をご請求させていただきます。

- 5) 引込設備及び貸与機器等の設置・移設・撤去等の工事は雲南夢ネット指定業者が実施します。
また、工事費は雲南夢ネット発行の納付書により指定金融機関でお支払ください。

【特記事項】

- 1) 月額使用料のお支払いが3ヶ月履行されなかった場合は全てのサービス提供を停止させていただきます。
なお、停止した場合は滞納分の全額をお支払い頂いた後の利用再開となりますのでご了承ください。
- 2) ご契約期間中に故意または過失により貸与品および貸出品（STB・告知機等）が損傷又は紛失した場合、該当の実費額をご請求させていただきます。
- 3) 放送チャンネルプランの内容および貸与品又は貸出品の機器等の仕様内容について予告無く変更する場合がございます。
- 4) 有線テレビジョン放送施設利用における責任分界点は保安器までとなります。屋内設備についてはお申込者ご自身で維持管理をお願いします。
- 5) 上記料金については、すべて消費税込の金額で表記しております。なお今後、税率の改定があった場合はその改定税率に変更させていただきます。

【月額使用料のお支払いについて】

- 1) ご契約サービス月額使用料は、1ヶ月単位のご請求とし当月ご使用分を当月請求させていただきます。
- 2) ご契約サービス月額使用料については、毎月末日（当該日が土・日・祝の場合は翌営業日）に指定登録口座より自動引落とし又は納入通知書により指定金融機関でお支払い頂くこととなります。
- 3) 月額の使用料にはNHK受信料は含んでおりません。直接NHKにお支払いください。

【初期契約解除制度のご案内】

上記の契約内容につきましては、初期契約解除制度の対象となります。

- 1) お申込書を受領した日より起算して8日を経過するまでの間、書面でのお申し出により本契約の解除を行うことができます。
- 2) 本契約の初期契約解除は、契約解除を行う旨の書面を申込者が発した時に、その効力を生じます。
- 3) 本契約を、1) のとおり、書面でのお申し出により解除する場合、損害賠償及び違約金等は請求いたしません。ただし、本契約の解除まで提供した使用料、事務手数料、及び既に工事が実施された場合の工事費用についてはお支払い頂くこととなります。
- 4) 本契約に付随する契約（オプション契約等）については初期契約解除とは別途解約手続きが必要となります。
- 5) 初期契約解除制度、申請書類の送付先については、各窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご利用内容について、ご不明な点等ございましたら、雲南夢ネット窓口までお問い合わせください。
雲南夢ネット 業務時間 平日/8:30~17:15 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み）

雲南市・飯南町事務組合 雲南夢ネット 窓口

【飯南放送センター】

〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名 880
TEL : 0854-76-3033 FAX : 0854-76-3034

【木次放送センター】

〒699-1311 雲南市木次町里方 1335-3
TEL : 0854-42-5800 FAX : 0854-42-9155

【掛合事務所窓口】

〒690-2701 雲南市掛合町掛合 1261-3
TEL : 0854-62-9550 FAX : 0854-62-9551

【ホームページアドレス】

<http://unnan-yume.net/>

ご署名

契約者との続柄